

# 特 別 決 議

今般、国際司法裁判所において、我が国が実施している南極海鯨類捕獲調査事業について国際捕鯨取締条約に違反する旨の判決を下したことは、誠に遺憾かつ不服である。

本判決の内容は、我が国の捕鯨政策はもとより、鯨類調査研究、鯨肉流通関係並びに全国各地域に伝わる我が国の伝統である鯨食文化等に極めて甚大な影響を及ぼすものである。

よって政府は、引き続き、世界が求める海洋水産資源の持続的利用等に貢献するため、下記事項の実現を期すべきである。

## 記

- 1 鯨類捕獲調査が有する各般にわたる重要な意義に鑑み、今後とも継続実施するため、現行の鯨類捕獲調査事業を見直し・再構築を行い、世界で唯一、その科学的手法及び体制を有する我が国の責務を果たすこと。
- 2 第2期南極海鯨類捕獲調査（J A R P A II）に代わる次期捕獲調査計画の早期策定に向け、万全の準備態勢を整えること。
- 3 学校給食を始めとする鯨肉販売の公益枠については、割引販売を継続実施するとともに、鯨肉流通関係者に不安が生ずることのないよう鯨肉供給体制の確保に万全を期すこと。
- 4 今後における我が国捕鯨政策については、国際捕鯨取締条約からの脱退を含むあらゆるオプションを実行する決意をもって策定し、強力に推進すること。

以上決議する。

平成26年5月19日

和歌山県町村会定期総会